

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

1 景観形成の取り組みの方向性

（１）地域の特性を生かした建築物等の誘導

大阪らしい景観が持つ多様な印象に応じて、地域の特性を生かした建築物等の誘導を図ります。

（２）地域との協働による景観まちづくりの推進

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

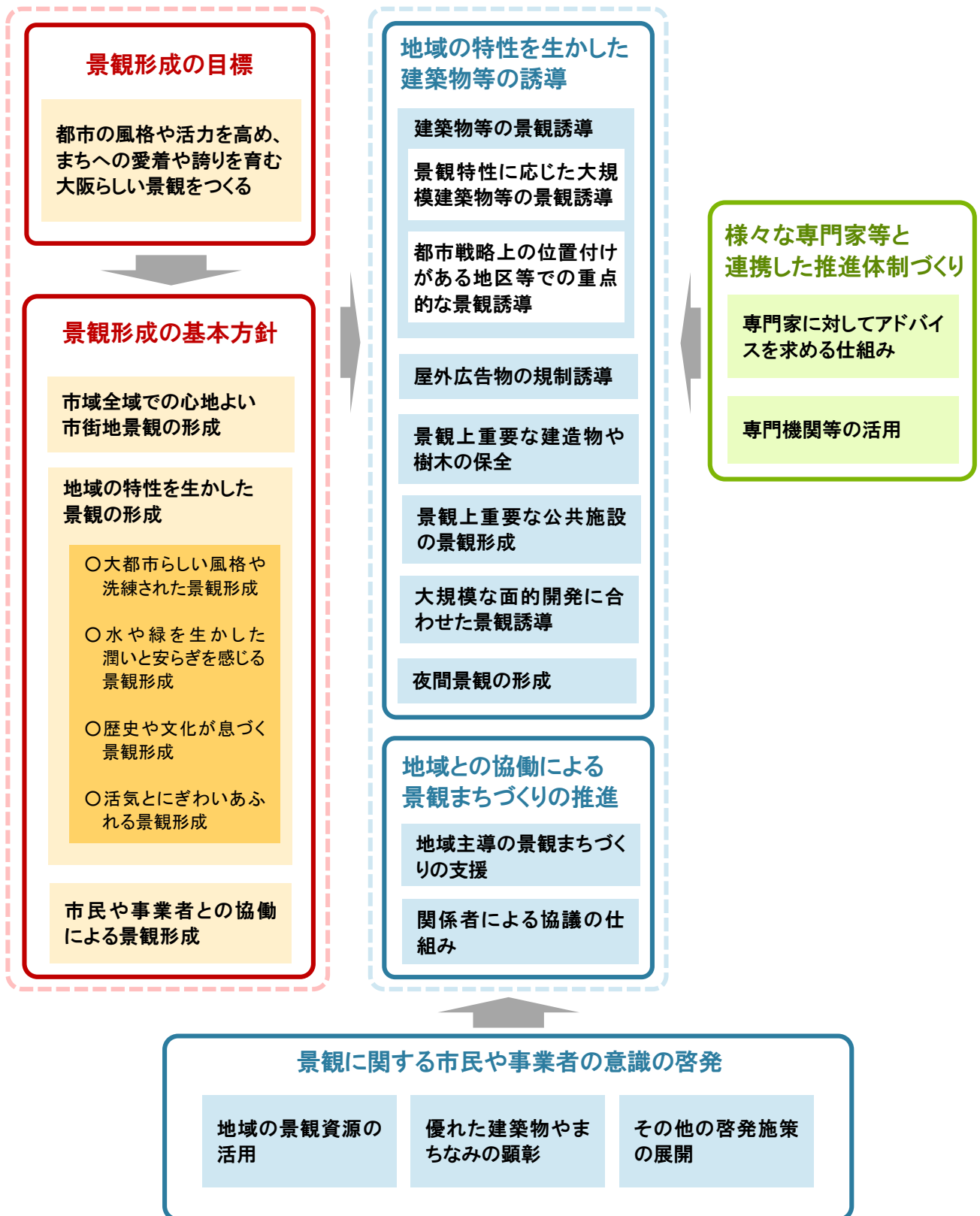
（３）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を図ります。

（４）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家と連携した推進体制づくりを行い、適切な時点評価や論理的な景観誘導のあり方の検討などにより効果的な施策の展開を図ります。

景観施策の展開の方向性



2 景観施策の展開の方向性

(1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

1) 地域の特性を生かした建築物等の誘導

①建築物等の景観誘導

[景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導]

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

[計画的な景観形成が求められる地区などでの重点的な景観誘導]

都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などでは、特に重点的に景観形成を図っていくものとし、地域での取り組み等も踏まえながら、順次地区指定を行い、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりも綿密な景観誘導を行います。

〈重点的な景観誘導を行う地区の考え方〉

【地区の要件】

下記の何れかの要件を満たす地区については、重点的な景観誘導を行うことが望ましいと考えられます。なお、これら以外のエリアについても地元からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていきます。

◎都市再生などの戦略的位置付けがある地区

都市再生緊急整備地域などの都市戦略上の位置付けのある地区については、拡充される都市機能に見合った景観形成が求められ、また活発な更新が予測される、高い効果が期待できます。

[対象となるエリアの事例]

大阪駅周辺、御堂筋周辺、中之島西部、大阪ビジネスパーク、難波・湊町地域、阿倍野地域、コスモスクエア駅周辺、築港・天保山 など

◎大規模な開発が予定されている地区

大規模な開発が予定されている地区については、景観が大きく変容する可能性があることから、景観施策導入の必要性が高く、また効果が期待できます。

[対象となるエリアの事例]

大阪駅北側、中之島西部、なにわ筋沿道、夢洲 など

◎エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導がなされている地区

今後、成熟社会を迎えるにあたり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが想定される。こうした地域では、自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用することで、個性ある地域の魅力を引き出すなど、高い効果が期待できます。

〔対象となるエリアの事例〕

大阪駅北側、御堂筋沿道、大阪ビジネスパーク など

◎景観関連施策の実績がある地区

都心部の幹線道路など、これまで景観関連施策を実施してきた地区では一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できます。

〔対象となるエリアの事例〕

建築美観誘導地区（なにわ筋・四ツ橋筋・御堂筋・堺筋・国道2号・土佐堀通）、景観形成地域（都心中央、中之島、大川沿川、道頓堀川沿川） など

②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、屋外広告物条例と連携して屋外広告物の規制誘導を行います。

③景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に散在する都市景観資源や歴史性のある建築物、またランドマークになっている樹木など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく制度も活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用します。

〔対象となる建造物・樹木の事例〕

・大阪城天守閣、通天閣、菅原天満宮の大楠 など

④景観上重要な公共施設の景観形成

地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設については、景観法に基づく制度も活用しながら、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を図ります。

〔対象となる公共施設の事例〕

- ・ 景観上重要な構成要素となる道路（御堂筋・三休橋筋など）
- ・ 景観上重要な構成要素となる河川（大川・堂島川・土佐堀川・道頓堀川など）
- ・ 景観上重要な構成要素となる公園（中之島公園・靱公園など）

⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、引き続き、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていきます。

⑥夜間景観の形成

地域の特性に応じた夜間景観の形成を図るとともに、重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策とも連携しながら公共施設等をライトアップするなどの演出を行います。

2）地域との協働による景観まちづくりの推進

①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入し、市民景観協約をより使いやすい制度へ見直します。

②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めるため、景観法に基づく景観協議会の制度の活用を図ります。

（2）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

①地域の景観資源の活用

大阪市都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきていますが、全区において登録が終わった後は、資源のPRなど周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討します。

②優れた建築物やまちなみの顕彰

新たな景観形成に資する景観上特に優れた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）については、美しく個性と風格のある景観づくりを普及・啓発する制度であるため、今後も継続します。

③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施します。

（３）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、大阪市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家に対してアドバイスを求める仕組みを導入します。

②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図ります。

3 施策の体系

